

公正証書等作成促進事業補助金

目的・背景

離婚の際に養育費の取り決めをしているひとり親家庭は約半数と少なく、それに係る費用を市が負担することで養育費の継続的な支払いの確保を目指す。

対象者

知立市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件のすべてを満たす方

- ・ 養育費の取り決めに係る経費を負担したこと
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など）を有していること
- ・ 養育費の取り決めの対象となる子どもを現に扶養していること
- ・ 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていないこと

持ち物

- 1 養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書
- 2 児童扶養手当証書
児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本（又は抄本）、世帯全員の住民票が必要です。
- 3 補助対象となる経費の領収書等
領収書には、①宛さき②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要ですが、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては②、③のみで可能です。
- 4 養育費の取り決めを交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
- 5 その他市長が必要と認めるもの
- 6 印鑑

**公正証書等を作成した日（令和2年4月1日以降）の属する年度の3月31日（土・日・祝の場合はその翌日）までに必要なものをお持ちになり、子ども課児童家庭係までお越しく下さい。
必ず対象となるご本人が申請してください。**